

37 リサイクルの推進とごみの発生抑制

【関連文書：「ねりまのかんきょう」練馬区環境部】

(1) ごみの発生を抑制する

●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～32年度）」を平成23年3月に改定した。

計画では、「区民・事業者とともに循環型社会を形成し、次世代にみどり豊かで良好な環境を継承することのできる都市をめざす」を基本理念としている。

また、計画には、目標達成に向けた行動計画として、「リサイクル推進計画」が含まれている。

●普及啓発の推進

1 情報の発信

区で行っている取組について、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」および情報紙「ねりまの環」を作成し、情報を発信している。



〔平成27年2月版の「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」〕

2 清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、様々な指導・啓発活動を行っている。主な指導・啓発活動には以下のものがある。

(1) ふれあい環境学習

主に小学校4年生を対象に、模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境学習車を使ってごみ収集の仕組みや機能を説明している。平成27年度は、区立小学校65校で実施し、区作成の冊子「できることからはじめよう」を配布した。



〔平成27年度版の「できることからはじめよう」〕

よう」を配布した。

また、区立保育園および幼稚園等でも実施している。

(2) 大規模建築物排出指導

1,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

3 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルに関わる類似の住民組織を統合して、15年7月に組織された任意団体である。身近な地域のまち美化・清掃・リサイクルの問題を通じて地域での連帯を深め、行政と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的としている。

27年度は、清掃・リサイクル関連施設見学会、区内一斉清掃事業などを実施した。

●生ごみの発生抑制

生ごみの資源化を進め、ごみの減量を図るため、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。平成27年度には、13件の申込みがあった。

また、家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成金交付事業も併せて行っており、27年度の助成件数は80件であった。

●リサイクルセンター

1 整備・運営

リサイクルおよび環境学習活動の拠点として、平成9年3月に関町リサイクルセンターを、14年10月に春日町リサイクルセンターを、21年4月には豊玉リサイクルセンターを開館した。また、大泉地区に大泉リサイクルセンターの整備を進めている。

センターには、展示室、リサイクル工房、情報資料コーナー、実習室、多目的室、会議室、コミュニティ室などがある。

なお、関町、春日町は17年度から、豊玉は23年度から指定管理者が管理運営している。

2 事業

多くの区民ボランティアとともに、リサイクルや環境に関する事業を行っている。

(1) 手作り教室の開催など

不用品を使った衣類のリメイクやおもちゃ作り、環境を扱った講座などを行った。27年度は

478回開催した。

(2) 不用家具類の展示・販売

粗大ごみとして出された家具類のうち、再使用可能なものを、簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売した。27年度は、区民提供の小物と合わせて82,839点販売した。

(3) 環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民の利用に供している。27年度は情報誌「ゆずりは」を6回発行した。

●再使用の促進

1 リサイクル・マーケット支援

家庭で使わなくなった衣類、生活雑貨などを、地域で再使用してもらうことを目的にリサイクル・マーケットを開催する団体に対して、区報への掲載、区立公園使用の許可、物品の貸出しなどの支援を行っている。平成27年度は公園や区立施設など19会場で108回のリサイクル・マーケットが開催された。

2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、「譲ります」「譲ってください」カードを掲示できる大型生活用品リサイクル情報掲示板を運用しており、28年3月現在、区立施設15か所に設置している。

(2) リサイクルを進める

●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物のリサイクルを図るため、平成9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。さらに13年度から乾電池、20年度から廃食用油、22年度から蛍光管を回収品目に加えた。

また、練馬庁舎では、14年度からマテリアル資源を回収している。

〔庁舎等区立施設回収〕

(単位：t)

年 度	25	26	27
古 紙 等	912.1	974.3	974.4
び ん	9.3	8.1	8.2
缶	17.6	17.1	17.5
ペットボトル	12.9	11.1	11.9
ト レ イ	0.01	0.01	0.01
乾 電 池	3.9	3.7	3.2
マテリアル資源	27.0	29.1	29.9
廃 食 用 油	8.6	7.7	7.3
蛍 光 管	4.9	5.7	5.2
計	996.3	1,056.8	1,057.6

2 再生品利用の推進

資源の有効利用等を目的として、「区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書」に基づき、再生紙の使用等を推進している。

3 学校等生ごみの資源化

14年2月から、学校92校および学校給食総合調理場2か所で、区の委託事業による生ごみの一括回収および肥料化を開始した。

これに加え15年度から保育園、16年度から福祉施設、19年度からは区立特別養護老人ホームでの回収も始まった。

28年3月現在、小・中学校98校、保育園60園、福祉施設9か所および庁舎1か所の計168か所で回収を行っている。

肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、15年6月20日に区で商標登録した。27年度は1,024tの生ごみが回収され、22tの「練馬の大地」が出荷された。

4 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり、商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。27年度は16事業所が参加し、44tを回収した。

●効率的な資源回収システムの構築

1 集団回収団体支援

各区の事業として、平成4年7月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体は、登録団体になることができる。

区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

また、空き缶の回収に取り組んでいる団体に対しては、電動空き缶プレス機の貸出しも行っている。

〔集団回収〕

年 度	25	26	27
数 量	12,153.4 t	12,076.7 t	11,800.5 t
団体数	533団体	557団体	571団体

2 集積所資源回収（古紙）

9年6月から都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。資源の種別ごとに、定められた方法で出すことになっている。23年4月からは集積所での紙パックの回収を開始した。

なお、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、21年7月に「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」を改正し、持ち去り行為を行った者に対する罰則規定を設けた。

また、禁止命令の行政処分を受けた者の氏名などを区ホームページなどで公表する制度を、25年4月から新たに開始し、古紙持ち去り対策の強化を図っている。

26年12月には、古紙問屋、製紙メーカー、資源回収事業者と覚書を締結し、GPS機器を活用した広域的な取締り体制を構築した。

〔古紙回収〕

(単位：t)

年 度	25	26	27
数 量	16,496.1	15,861.9	15,559.5

3 集積所資源回収（容器包装プラスチック）

20年10月の資源・ごみの分別変更から、「プラマーク」表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法により製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたりリサイクル事業者に引き渡すことである。

リサイクルされた容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料化後に油やコークスとして再利用されている。

〔容器包装プラスチック回収〕

(単位：t)

年 度	25	26	27
数 量	5,219.1	5,156.3	5,166.1

4 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

8年12月から区内の一部地域で、約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用び

んと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、15年度までに、区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。18年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

〔街区路線回収〕

(単位：t)

年 度	25	26	27
ア ル ミ 缶	648.3	625.3	617.6
ス チ ール 缶	1,362.6	1,305.2	1,275.4
リターナブルびん	505.9	497.5	481.5
ワンウェイびん	4,940.1	4,907.8	4,980.3
ペットボトル	2,008.4	1,975.8	2,085.5
計	9,465.3	9,311.6	9,440.3

5 拠点回収（乾電池）

28年3月現在、区内85か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、区内の小中学校66校では、児童・生徒を対象として、使用済み乾電池の回収を行っている。

6 拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加が困難な区民に対してリサイクルへの参加の機会を確保するため、13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行し、14年度から、一部の区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。

27年度は27か所を拠点として回収を行った。また、17年度以降は春と秋の衣替えの時期に臨時回収を行っている。

7 拠点回収（廃食用油）

20年6月から家庭で不用になった天ぷら油・サラダ油などの植物油回収を開始した。27年度は、43か所の区立施設で回収を行った。

8 拠点回収（小型家電）

23年9月から区立施設5か所に専用ボックスを設置し、23区で初となるレアメタル等の有用金属資源のリサイクルを進めるため小型家電9品目の回収を開始した。28年3月現在、13か所に設置し回収を行っている。

9 拠点回収（蛍光管）

24年度から使用済み蛍光管回収を開始した。27年度は、12月と1月に43か所の区立施設で回収を行った。

〔拠点回収〕 (単位：t)

年 度	25	26	27
紙 パ ッ ク	25.7	—	—
ペ ッ ト ボ ト ル	327.4	308.9	—
乾 電 池	84.7	74.6	87.4
古 着 ・ 古 布	465.4	461.7	488.1
廃 食 用 油	18.0	18.2	19.1
小 型 家 電	3.0	2.8	2.7
蛍 光 管	0.7	0.8	0.9
計	924.9	867.0	598.2

※拠点回収(紙パック)については26年3月末、拠点回収(ペットボトル)については27年2月末をもって廃止した。

●資源循環センター

循環型社会づくりの中心的施設として、平成22年11月に開館した。環境に配慮し、雨水利用、屋上緑化や太陽光発電設備等を設置している。

容器包装プラスチックの回収、粗大ごみの収集・再使用・金属類回収・布団の資源化、使用済食用油からバイオディーゼル燃料の精製など、資源回収事業を充実・発展させる事業拠点としての役割を担っている。

また、施設見学の実施や、相談コーナーや展示スペースを設けるなど、資源循環推進に関する普及・啓発に取り組んでいる。

(3) ごみの適正処理を進める

●ごみの収集・運搬事業の推進

地方自治法等の改正により、特別区は基礎的な地方公共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は平成12年4月から区が行うようになった。

●ごみ排出ルールの確立

1 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分により行っている。可燃ごみは週2回、不燃ごみは月に2回収集している。

おおむね30cm角以上の家具などの粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を貼って、指定された日に自宅前などに出すか、資源循環センターに持ち込む。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、平成13年4月に施行された「家電リ

サイクル法(特定家庭用機器再商品化法)」により、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、15年10月からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行うことになった。

なお、事業所や商店などが排出する事業系ごみは、許可業者に処理を依頼するか、有料ごみ処理券を貼って出す。

2 ごみの収集量

27年度中に区内で収集したごみの種類・量はつぎの表のとおりである。27年度は前年度と比較して、可燃ごみは1,169tの減、不燃ごみは57tの減、粗大ごみは237tの増となった。

なお、23年度から粗大ごみの資源化事業等を開始しており、27年度は再使用家具7,156点74t、家電分解品68t、粗大鉄671t、布団124tを資源として分別することでごみ量の抑制を図った。

〔ごみの収集量〕 (単位：t)

年 度	25	26	27
可 燃 ご み	125,352	123,381	122,212
不 燃 ご み	5,600	5,247	5,190
粗 大 ご み	3,965	3,958	4,195
計	134,917	132,586	131,596

3 ごみの処理

区内の可燃ごみは、主に練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している(光が丘清掃工場は27年度末現在、建替中のため一部を他の清掃工場で処理している。)

不燃ごみは中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破碎・減容化し、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。

また、粗大ごみは再使用家具、金属、布団を選別回収したのち可燃系粗大ごみと不燃系粗大ごみに分別して中央防波堤内の粗大ごみ破碎処理施設に搬入している。資源を回収したのち、可燃系粗大ごみは清掃工場で焼却し、不燃系粗大ごみは埋立処理している。

焼却灰の一部は灰溶融処理施設で処理した後、建設資材として再利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場(埋立処分場)は都が設置・運営している。

4 し尿と浄化槽の処理

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね100%に達しているが、110戸程度でくみ取り式の便所が残っている。

また、区に届け出されている浄化槽は、27年度末現

在、426基である。

5 犬猫等の死体処理および防鳥用ネット貸出し

飼い主または土地・建物の所有者から依頼のあった場合、および都・区道上の動物の死体については、清掃事務所に対応している。27年度の処理件数は、1,571件であった。

カラス等によるごみの散乱被害が目立つ集積所に対しては、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。14年2月から、宅配サービスを開始した。27年度の貸出枚数は2,608枚であった。

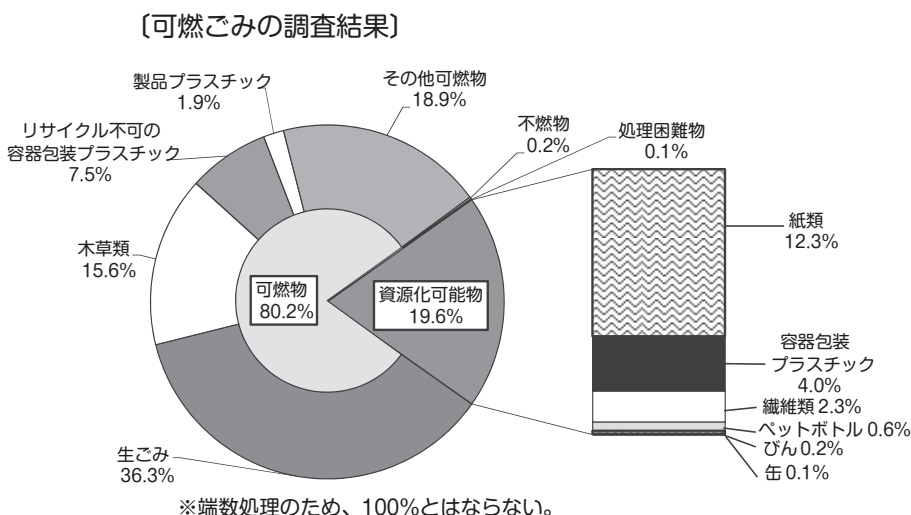
6 戸別訪問収集

清掃事務所では、65歳以上の方または障害のある方のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な方の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。27年度末現在1,281世帯で収集を行っている。

●資源・ごみの排出実態調査

家庭から排出されるごみの種別ごとの割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的に、資源・ごみの排出実態調査を毎年行っている。

平成27年9月に実施した調査のうち、可燃ごみの調査結果は、正しく分別されている割合が80.2%となっている。一方で正しく分別されていない割合は19.8%で、そのうち、19.6%は紙類や繊維類といった資源化可能物である。



●清掃事務所における排出指導

清掃事務所では、分別ルール等が守られていないごみに「警告シール」を貼付して排出者に自主的改善を促している。また、つぎのような改善の取組を行っている。

1 ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所の指導・改善や不法投棄の防止などについて直接、個別に対話し指導している。

2 青空集会

集積所単位から町会・自治会を対象として、ごみ・資源の分け方・出し方を、模擬ごみの分別体験により再確認をしてもらう。また、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めてもらうための説明を行っている。

●一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、平成27年度末現在271である。